農地法第３条の下限面積の廃止について（概要）

　この度、農地法の一部改正により、下限面積要件を令和５年４月１日から廃止することになりました。

令和４年５月２７日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年１１月２８日に同法の施行期日を定める政令が交付され、その施行日が令和５年４月１日となりました。

そこで、同日以降の農地法第３条第１項の規定による許可申請における審査基準の一つである下限面積要件及び別段面積要件は、適用されなくなることから、本市農業委員会が農地法施行規則第１７条の基準に従い、平成２５年３月２９日に農地法第３条第２項第５号の農業委員会が定める別段の面積を定めておりましたが、今回、これを廃止します。

・下限面積要件の廃止は、「許可日」を基準に適用します。

　令和５年３月２０日受付の農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請については、許可日が４月１日以降であることから、下限面積要件の適用はありません。